

村山市環境保全協力金に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市に所在する一般廃棄物処理施設（以下「処理施設」という。）に、東根市外二市一町共立衛生処理組合の構成市町を除く市町村等（以下「排出自治体」という。）から搬入される一般廃棄物に対して、環境保全協力金（以下「協力金」という。）の負担を求め、徴収した協力金を環境施策の財源に充てることにより、本市の環境負荷の低減を図るとともに、市民生活環境の保全を寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般廃棄物処理施設 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第8条第1項に基づき許可を受けた同項に規定する処理施設又は第15条の2の4に基づき届出を受けた処理施設のうち最終処分場をいう。
- (2) 一般廃棄物 法第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。

(協力金の対象者)

第3条 協力金の対象者は、本市に一般廃棄物を搬入しようとする排出自治体とする。

(協力金の同意)

第4条 排出自治体は、村山市一般廃棄物の処分に関する指導要綱（平成16年11月制定。以下「指導要綱」という。）第8条に規定する事前協議の結果の通知を受けた後、市長に同意書（様式第1号）を提出するものとする。

- 2 市長は、必要に応じ、排出自治体の名称並びに処理対象廃棄物の内容及び量を公表することができる。

(一般廃棄物の報告)

第5条 一般廃棄物の搬入を行った排出自治体は、指導要綱第11条の実績報告にかかわらず、毎月15日まで、前月の一般廃棄物の搬入量を集計し、一般廃棄物搬入実績報告書（様式第2号。以下「実績報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

(協力金の請求期限)

第6条 排出自治体に対し協力金を請求する期限は、第5条の規定に基づく実績報告書を受領した後、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる日までとする。

期間の区分	請求期限
4月分から6月分まで	7月末日
7月分から9月分まで	10月末日
10月分から12月分まで	1月末日
1月分から3月分まで	4月末日

(協力金の額の算定方法及び変更)

第7条 協力金の額は、排出自治体が搬入した一般廃棄物の搬入量を前条の表の左欄に掲げる期間毎に合計した搬入量に、1トン当たり1,300円を乗じた額とする。ただし、1トンに満たない端数がある場合はこれを切り捨てる。

2 市長は、必要があると認めるときは、協力金の額を変更することができる。

(協力金の納付)

第8条 排出自治体は、請求書を受領した後、30日以内に協力金を納付するものとする。

2 市長は、排出自治体が前項に規定する日までに協力金の納付が困難であると認めるときは、納付期限を猶予することができる。

(協力金の納付代行)

第9条 排出自治体は、協力金の納付を処理業者に委任することができる。この場合において、排出自治体は、納付委任等の写しを市長に提出しなければならない。

(協力金の使途)

第10条 市長は、徴収した協力金を第1条の目的を達成するため、本市の環境施策の財源に充てるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

同意書

村山市に所在する一般廃棄物処理施設に、（排出自治体名）の一般廃棄物を搬入する場合は、村山市一般廃棄物の処分に関する指導要綱並びに村山市環境保全協力金に関する要綱を遵守し、環境保全協力金を負担することに同意します。

年 月 日

村山市長 あて

排出自治体名
代表者名

㊞

様式第2号（第5条関係）

村山市長 あて

排出自治体名

代表者名



一般廃棄物搬入実績報告書（ 年 月分）

下記のとおり、村山市環境保全協力金に関する要綱第5条の規定により、一般廃棄物の搬入実績を報告します。

記

1 搬入期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 搬入量

搬入した一般廃棄物の種類	当月分数量	年度累計数量
	トン	トン
	トン	トン
	トン	トン
合 計	トン	トン